

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	富士河口湖町

富士河口湖町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林課
所 在 地 富士河口湖町船津 1700
電 話 番 号 0555-72-1115
F A X 番 号 0555-72-6038
メールアドレス nourin@town.fujikawaguchiko.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、カラス、ドバト、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山梨県富士河口湖町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	野菜・いも類 (スイートコーン、ダイコン他)	802千円 21a
ニホンジカ、	飼料作物(牧草)	178千円 474a
ニホンザル	野菜・いも類 (スイートコーン、キュウリ他)	147千円 5a
ハクビシン	出没、目撃情報	年間数件
アライグマ	出没、目撃情報	年間数件
カラス	牧草ロール、牛舎での糞害	伝染病の恐れ
ドバト	牛舎での糞害	伝染病の恐れ
ツキノワグマ	出没、目撃情報	年間数件

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	最近では生息調査未実施のため生息数は把握していない。被害は年間を通し、全域で発生している。 令和元年度から令和3年度までに管理捕獲で151頭捕獲している。 多発している被害は、スイートコーン、イモ類、野菜類、水稻等の食害やミミズ、ヘビ等の動物を求めて、芝生や耕作放棄地を掘り起こしている。
ニホンジカ	富士ヶ嶺・本栖地区のシカは、昼間は鳥獣保護区(県有林)にいて、牧草地や畑などには夜間に出る傾向が強い。被害は年間を通し、全域で発生している。シカとぶつかる交通事故が国道、県道などで多く見られる。

	令和元年度から令和３年度までに管理捕獲で１,２１３頭捕獲している。 多発している被害は、牧草、イモ類、野菜類、林産物等の食害が多い。 平成２５年度までに富士ヶ嶺地区は周囲約 18.0 kmの防獣フェンス設置等対策している。
ニホンザル	町内には、吉田群、河口群及び足和田群の個体が生息しており、吉田群のサルは新倉・河口・浅川・船津地区を周期的に移動し、年間を通して被害を与えている。河口群のサルは、河口・大石地区を移動し、足和田群は、勝山・大嵐・鳴沢・西湖・長浜・大石を周期的に移動し、一年中被害を与えている。 令和元年度から令和３年度までに管理捕獲で５４頭捕獲している。 多発している被害は、スイートコーン、イモ類、野菜類、果実類の食害が主であるが、ホテルの露天風呂や一般家屋への侵入も確認されている。群れによる大規模な被害は無くなってきているが、今後も注意が必要である。
アライグマ、ハクビシン	アライグマについては、平成２２年度、７頭、平成２３年度、１７頭、平成２４年度、１頭捕獲された。最近は目撃情報のみである。特に船津・小立地区に多く生息していると思われる。 ハクビシンについては、スイートコーン、野菜類、果実類の食害が主である。町全域で出没・目撃情報があり、今後被害の増加が懸念される。
カラス、ドバト	富士ヶ嶺地域では、収穫した牧草にビニールを巻いてロール状態にして保管しているが、そのロールに穴をあけられる（中の牧草が腐ってしまう）被害が発生している。 また、畜舎及び飼料倉庫内では、カラス・ドバト等による糞害の発生から、伝染病につながる恐れがある。
ツキノワグマ	夏季から秋季（７～９月）を中心に、目撃情報が寄せられる。出没については周期的変化があり、目撃情報が多数寄せられ、目撃場所も人家周辺や交通量の多い道路周辺など多岐に及んだ。 出没が多い年は人家周辺での目撃回数も増えるので、人身被害の発生も懸念される。 町内に生息するというよりは、生息（行動）圏内の一部に町内が含まれるといった方が適切である。

（注）１ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	802千円、21a	800千円、21a
ニホンジカ	178千円、474a	175千円、465a
ニホンザル	147千円、5a	145千円、5a
合計	1,127千円、500a	1,120千円、491a
ハクビシン カラス ドバト	出沒、目撃情報（年間数件）	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。
アライグマ	出沒、目撃情報（年間数件）	発見した場合は山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。
ツキノワグマ 被害の未然防止	人身被害 0件	人身被害 0件

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	農作物等の被害が発生又は発生が予想される場合は、有害鳥獣捕獲を実施してきた。 また、H19年度からは個体数調整を目的としてニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて管理捕獲を実施している。また、カラス・ドバトについては、有害鳥獣捕獲を実施してきた。 捕獲物等は持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で処理し、山野に放置することなく適正に処理している。	猟友会員の高齢化、会員の減少が懸念される。 新規狩猟者確保対策を実施する。

防護柵の設置等に関する取組	農業者を対象に防護柵の設置に係る費用を補助しており、今後も継続していく。 平成20年度に中山間地域総合整備事業（6.4km）、平成21年度からの畑地帯総合整備事業（11.6km）により富士ヶ嶺地区にイノシシ、ニホンジカの防獣フェンスを設置した。富士ヶ嶺地区の農地は周囲約18.0km防獣フェンスで囲まれた。	広範囲にわたるフェンスの維持管理体制の整備が必要である。わなによる捕獲を進め、鹿肉処理施設における処理頭数を確保する。
生息環境管理その他の取組	町広報を通じ、収穫残渣処理、未収穫作物の適正管理の周知をしている。	放任果樹の除去やニホンザルの追払いに地区住民の理解を得て、協力していただける人や、狩猟免許取得者にも協力を依頼していく必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

管理捕獲・有害鳥獣捕獲の実施、放任果樹の除去や花火等を活用した追払い、狩猟免許取得者の育成などを実施して行く。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については猟友会に依頼し、鳥獣被害対策実施隊の編成

については協議会と検討し平成28年4月に設立した。

捕獲に関わる富士河口湖町猟友会（会員数56名）「船津・小立分会（会員数12名）、河口・大石分会（会員数15名）、足和田分会（会員数10名）上九一色分会（会員数19名）」は、生息状況調査を行い個体数の把握に努め、生態系に支障のない範囲での捕獲を実施する。

猟友会への依頼形態については、駆除報酬として捕獲頭数により地区猟友会分会に支出し捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 から 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス ドバト ツキノワグマ	猟友会による有害鳥獣捕獲及び管理捕獲により一定の成果をあげているが、個体数は依然増加傾向にある。 また、現在56名の狩猟登録をしている猟友会員がいるが高齢化が目立ち、60歳以上の会員が46%を占めており、5年後には57%を占めるようになる。このままだと更にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の被害が拡大することが予想される。そのため、農業者等の被害を受けている人達に銃器、わなの狩猟免許の取得を奨励していく。 ツキノワグマについては、行動が広範囲に及ぶため、目撃情報、現地調査を基に捕獲が必要かを検討し、必要と判断した際には、捕獲檻設置により捕獲する。 緊急を要する場合には、猟友会と連携し銃器による捕獲の実施を検討する。 捕獲後は、個体の状態により駆除または学習放獣を実施する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
イノシシ	14	70	84	3	63	66	12	18	30
ニホンシカ	116	320	436	56	410	466	58	483	541
ニホンザル	7	45	52	0	5	5	0	4	4
ハクビシン	0	0	0	7	0	7	10	0	10
アライグマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ドバト	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ツキノワグマ	2	0	2	1	0	1	1	0	1
捕獲総数	139	435	574	67	478	545	81	505	586

1. イノシシ

(1) 分布状況

イノシシの密度や個体数を把握する実用的な方法がなく、個体数の把握は難しいとされている。保護管理計画の目撃情報をもとに集計すると、町内全域で目撃情報があり生息が確認されている。

(2) 捕獲計画数等の考え方

町内全域に生息が確認されており、ほぼ年間を通じて被害が発生している。全体の個体密度を減少させるため、被害状況に応じて特定鳥獣保護管理計画に基づく管理捕獲と有害駆除による捕獲を実施するが、イノシシは加害個体を捕獲することが有効であることから、特に耕作地周辺に生息する個体を中心に捕獲する。

捕獲計画数は県の特定鳥獣保護管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定。

2. ニホンジカ

(1) 分布状況

ここ数年間の間にシカの分布は急激に拡大し、人による土地利用度の高い地域や積雪の多い高標高地域など従来シカの生息に適さなかった環境にも生息域を拡大している。

(2) 捕獲計画数等の考え方

特定鳥獣保護管理計画に基づいた管理捕獲を鳥獣保護区等の捕獲圧が弱い場所で重点的に実施し、全体の生息密度を減少させる。特に被害情報の多い4月から7月中の捕獲活動を推進する。併せて被害状況により有害駆除による捕獲も実施する。

捕獲計画数は県の特定鳥獣保護管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定。
3. ニホンザル (1) 分布状況 近年は加害群のほとんどが、農地や集落に通年にわたり出没している。栄養状態の好転により個体数が増加し、行動域が拡大している。 (2) 捕獲計画数等の考え方 被害状況に応じて特定鳥獣保護管理計画に基づく管理捕獲と有害駆除による捕獲を実施するが、安易な捕獲は、群れの分裂を生じさせ被害が拡大する可能性があるため、特に群れの中心となるメスの捕獲は注意し、銃器の他、檻による捕獲を進めていく。個体数の多い群れの捕獲圧を強める。また、群れによっては人馴れが進行し、家屋への進入、人への威嚇行為など加害度が上がっているため加害個体の捕獲を重点的に行う。 捕獲計画数は県の特定鳥獣保護管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定。
4. ハクビシン、アライグマ、カラス、ドバト、ツキノワグマ 被害状況に応じて有害駆除による捕獲を実施する。 正確な生息数の把握ができていないため、被害状況等を勘案して捕獲数を設定する。 ハクビシンは、家屋への住み着きや耕作地周辺を生息域とする加害個体を中心に捕獲する。 アライグマは、「山梨県アライグマ防除実施計画」で野外からの完全排除を目標にしており、目撃情報により即時捕獲を実施する。 ツキノワグマは、人身被害発生や、同一個体が住宅周辺に頻度に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において必要最小限の捕獲とし、捕獲後は基本的に放獣を実施、状態によっては駆除の実施を検討する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	平成7年度
イノシシ	各年度：管理捕獲60頭、有害捕獲10頭（ただし各年度県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）。		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲400頭、有害捕獲10頭（ただし各年度県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）。		
ニホンザル	各年度：管理捕獲60頭、有害捕獲10頭（ただし各年度県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案		

	し再検討）。
ハクビシン	各年度：有害捕獲5頭、被害箇所・目撃箇所周辺での徹底した捕獲の実施（ただし被害状況等により捕獲を勘案し再検討）
アライグマ	各年度：有害捕獲5頭、被害箇所・目撃箇所周辺での徹底した捕獲の実施（ただし被害状況等により捕獲を勘案し再検討）
カラス	各年度：有害捕獲10羽（ただし被害状況により捕獲を勘案し再検討）
ドバト	各年度：有害捕獲10羽（ただし被害状況により捕獲を勘案し再検討）
ツキノワグマ	各年度：有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容			
対象鳥獣	わな等の捕獲手段	実施予定時期	捕獲予定場所
イノシシ	専用捕獲檻 くくりわな 銃器による捕獲 （山林のみ）	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害 発生時	里山や耕作地周辺山 間地
ニホンジカ	専用捕獲檻 くくりわな 銃器による捕獲 （山林のみ）	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害 発生時	里山や耕作地周辺山 間地・鳥獣保護区等
ニホンザル	専用捕獲檻 銃器による捕獲 （山林のみ）	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害 発生時	加害群生息地 船津、小立、浅川、河 口、大石、長浜、大嵐
ハクビシン	中型動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
アライグマ	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所
カラス	銃器による捕獲	被害発生時	被害発生場所
ドバト	銃器による捕獲	被害発生時	被害発生場所
ツキノワグマ	専用捕獲檻 銃器による捕獲	被害発生時（目撃含 む）	被害発生・目撃場所

（注） 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
予定無し

（注） 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	ニホンジカ（管理捕獲のうち町実施分に限る。） イノシシ、ニホンザル（いずれも管理捕獲に限る。） ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
予定無し			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	富士ヶ嶺活動組織による、富士ヶ嶺地区に設置してあるイノシシ、ニホンジカの防獣フェンスの、草刈り、補修等の管理。 エアガン・花火等の追払い。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度 から	イノシシ ニホンジカ	町広報を通じ、収穫残渣処理、未収穫作物の適正管理の周知徹底を図る。

令和7年度	ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス ドバト ツキノワグマ	放任果樹の除去。
-------	---	----------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富士河口湖町	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行・有害鳥獣捕獲許可
猟友会	追払及び捕獲実施（放獣）
富士吉田警察署	現場での指示

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等→市町村（警察）→警察（市町村）・猟友会→県等

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物等は持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で処理（埋却・焼却）し、山野に放置しない。 アライグマについては焼却処分する。 又、処理可能なシカについては、富士河口湖町ジビエ食肉加工施設でジビエ化する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	富士河口湖町ジビエ食肉加工施設で処理したシカを、町内外問わず飲食店等に納めている。また、町ではシカ肉を利用した加工品の開発を進めている。 今後は、更に取扱っていただける店舗を増やし、加工品は完成次第、小売業者等にお取扱いを依頼する。
ペットフード	人間では不可食な部位や、トリミングの際に出た切り落とし部位をペットフード製造業者へ販売している。 更に取扱っていただける店舗を増やし、廃棄部位の低減に努める。
皮革	現在は一定の規格をクリアした原皮のみを革製品へ利用している。 今後は規格外の原皮についても、いずれかの革製品へ加工できるよう、企業と連携し廃棄数の低減に努める。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	骨については、飲食店ではフォン等に利用され、ペット関係ではおやつ等に利用されている。 角はそのままの販売のほか、キーホルダーやペットのおもちゃ等に加工されている。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

有害鳥獣として駆除されるシカを主に食肉として有効活用し、観光資源の一端として地域の活性化を図ることを目的に稼働している。 シカ肉の安全性や質の確保のため、捕獲から2時間以内に搬入した個体に限り受け入れている。 また、搬入された個体ごとに個体番号を振り、トレーサビリティを実施し、搬入時の状態が分かるように管理している。 狩猟者の負担軽減のため、枝肉1kgに対し400円で買い入れを行っている。 処理加工によるシカ肉の販売だけでなく企業や学生の視察の受け入れや、山梨県と協力してジビエ利用のための解体等を学べる研修等も行っている。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

施設への搬入数を増やすため、ジビエ利用を目的としたわな設置、捕獲、止め刺し、血抜き、解体までの一連の流れを収めた映像を作成してあるため、必要に応じて配布を行う。

搬入用として持ち込まれた個体が、ジビエ利用として不適であった場合は搬入を止め、正しい手順をその場で指導する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富士河口湖町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
富士河口湖町	計画全体の総括、被害状況等の取りまとめ 協議会事務局
農業委員会	地区の被害状況調査・被害防止に係る普及啓発
野菜出荷組合	被害防止に係る普及啓発
農業協同組合	被害防止に係る普及啓発
富士北麓森林組合	森林被害状況調査
猟友会	生息状況調査・捕獲
鳥獣害被害防止技術指導員	鳥獣被害防止に関する指導・助言
鳥獣保護員	捕獲に関する指導・助言
富士・東部農務事務所	鳥獣被害防止に関する助言
富士・東部林務環境事務所	鳥獣被害防止に関する助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県自然共生推進課	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨県総合農業技術センター	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨県環境科学研究所	鳥獣被害防止に関する指導・助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月に「富士河口湖町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、町内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進している。隊員は、①富士河口湖町農林課長及び町の職員のうちから町長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから町長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有しているもののうちから、対象鳥獣捕獲員を町長が指名または任命する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。